

令和6年9月3日

令和6年10月17日更新

公民館ホールについての表記を一部変更しました

ご利用者のみなさま

八戸市公会堂・公民館指定管理者
株式会社アート&コミュニティ
代表取締役 類 家 敦

八戸市公会堂・八戸市公民館における新名称の使用について

初秋の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび八戸市公会堂・八戸市公民館はネーミングライツ（命名権）制度導入により、施設の名称が下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。なお、制作済みポスター・チラシ等につきましてはそのままご利用いただいて差し支えございません。

また、テレビ・ラジオCMにつきましても10月1日以降の放送分は新名称への変更をお願い致します。

【新 名 称】

■八戸市公会堂ホール利用の場合

「SG GROUP ホールはちのへ（八戸市公会堂）」

■ホール以外（会議室等）利用の場合

（例）「SG GROUP ホールはちのへ 大会議室（八戸市公会堂）」

■八戸市公民館ホール使用の場合 ※カッコ（）内はどちらの名称も使用できます。

「SG GROUP ホールはちのへ（八戸市公民館ホール）」

「SG GROUP ホールはちのへ（八戸市公会堂文化ホール）」

■ホール以外（会議室等）使用の場合

（例）「SG GROUP ホールはちのへ 講義室（八戸市公民館）」

期 間 令和6年10月1日（火）から令和11年9月30日（日）までの5年間

問合せ先 八戸市公会堂

TEL 0178-44-7171

FAX 0178-44-7176